

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について（書面協議）

| 整理番号 | 総合特区名称       | 提案事項名                    | 提案事項の具体的内容(1)                           | 提案事項の具体的内容(2)                       | 国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点)<br>(対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討) |   |    | 国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点)<br>(a: 了解 b: 条件付き了解 c: 受け入れられない d: その他)  |    | 内閣府整理(コメント欄)<br>(4/3時点)  | 内閣府整理<br>1: 実現が可能なもの<br>2: 実現に向けた条件、代替案の検討を継続中<br>3: 実現不可能なため、各事案に対して策定の検討を継続中<br>4: 指定自治体で代替案を、他と提案内容の異同を行使するもの   |     |
|------|--------------|--------------------------|---|-------------------------------------|---|---|----|--|----|--|--|-----|
|      |              |                          |   |                                     | 担当省庁<br>担当課   | 関係法令  | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など  | 対応 |  |  | 理由等 |
| 185  | 西条農業革新都市総合特区 | 農工商連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上 | 首都圏や海外への販路を開拓することを目的に、農物野菜の鮮度保持技術を開発する。 | 農工商等連携対策支援事業の事業実施主体の要件にみなし大企業を追加する。 | 中企庁新事業促進課   | 新事業活動促進支援補助金(農工商等連携対策支援事業)実施要領(平成23年4月1日 平成23-03-29附申第4号) | C  | <p>「みなし大企業」を新事業活動促進支援補助金(※)の対象から除外しているのは、限りある中小企業対策予算を資金調達能力等が脆弱な中小企業者の支援に回すという趣旨によるもの。</p> <p>一方で、農工商等連携促進法においては、「みなし大企業」も認定の対象としており、同法の認定を受けた場合、政府系金融機関の低利融資制度、中小企業信用保証法の特例等、補助金以外の支援措置を受けることが可能であり、補助金以外の支援も実施しているところ。</p> <p>上記の中小企業支援の趣旨も鑑み、資金的なバックアップ等が見込める「みなし大企業」を、本補助金の対象とすることは、政策的に対応不可能である。</p> <p>※新事業促進支援補助金(平成23年度予算約31億円)<br/>農工商等連携事業計画、果分野連携新事業分野開拓計画、地域産業資源活用事業計画の認定を受けた事業者約2300件を対象に認定計画に基づいて行う新商品の開発等の取組に必要な費用の一部を補助。(平成21年度予算額 約60億円→平成24年度要求額 約20億円。)</p> <p>※みなし大企業の定義。<br/>・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者<br/>・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者<br/>・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者</p> | b  | <p>今回、研究開発しようとする鮮度保持技術による輸送の長距離化については、大都市近郊と比較して流通面で劣勢となる地方都市において、首都圏や海外に対して積極的に市場開拓を行っていくための重要な取り組みである。今回の事業は、参画する大企業と地元JAが連携して地域農業を活性化させるものであるが、前回もご提案させていただいたが、「みなし大企業」という設定で一律補助対象外とするのはなく、地域の関与が十分であることを条件とすることで(JAの出資等)、ケースb/cの弾力的な運用を強めてお願いしたい。</p> <p>なお、先日の対面協議において、農林水産省の「6次産業化推進整備事業」を適用させることが可能かもしれないのご意見を頂戴したが、もし当該制度の適用が可能であるならば、農林水産省サイドへお察ぎいただき、当該制度を活用することが可能となることを了解事項とさせていただきます。</p> <p>これからの一次産業分野は、省庁の枠組みを超えた横断的な取り組み体制が必要とされることから、「新事業活動促進支援補助金」と「6次産業化推進整備事業」のあり方だけでなく、地域で一次産業・二次産業(大企業を含む)・三次産業を掛け合わせた「総合6次産業」をいかにして創出していくかという観点から、今一度、各種制度のあり方をご検討いただきたい。</p> <p>※ 検討結果については、ぜひご連絡いただきたい。</p> | <p>農林水産省への確認に当たり、指定自治体で補助を必要とする事業がハード整備事業であるかソフト整備事業であるか等具体的な事業内容を明らかにしていただきたい。その上で農林水産省の制度の対象となるかどうか当事務局から確認する。</p> <p>仮に農林水産省の補助制度の対象外である場合は、指定自治体の意向を踏まえ経済産業省と再度調整を行う場合があり得ることに留意されたい。</p> <p>また、現行各種制度のあり方については、経済産業省において今後とも検討いただきたい。</p> | III |

## 国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称       | 提案事項名                    | 提案事項の具体的内容(1)                           | 提案事項の具体的内容(2)                       | 国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点)<br>(対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討) |  | 国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点)<br>(対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他) |  | 内閣府再整理(コメント欄)<br>(7/31時点)                         | 内閣府再整理<br>【一〇〇】<br>【一〇一】実現が可能となったもの<br>【一〇二】平成26年度概算要求等の検討がなされるもの<br>【一〇三】見解の相違から協議を一旦終了するもの<br>【V】自治体が再検討又は取り下げたもの等 |
|------|--------------|--------------------------|---|-------------------------------------|--|--|--|--|---|--|
|      |              |                          |   |                                     | 対応   | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など  | 対応   | 理由等  |   |  |
| 185  | 西条農業革新都市総合特区 | 農商工連携による販路拡大・付加価値増強・品質向上 | 首都圏や海外への販路を開拓することを目的に、実物野菜の鮮度保持技術を開発する。 | 農商工等連携対策支援事業の事業実施主体の要件にみなし大企業を追加する。 | B  | 「みなし大企業」を新事業活動促進支援補助金(※)の対象から除外しているのは、限りある中小企業対策予算を資金調達能力等が脆弱な中小企業者の支援に向けたという趣旨によるもの。<br>一方で、農商工等連携促進法においては、「みなし大企業」も認定の対象としており、同法の認定を受けた場合、政府系金融機関の低利融資制度、中小企業信用保証法の特例等、補助金以外の支援措置を受けることが可能であり、補助金以外の支援も実施しているところ。<br>上記の中小企業支援の趣旨も鑑み、資金的なバックアップ等が見込める「みなし大企業」を、本補助金の対象とすることは、政策的に対応不可能である。<br>しかし、一方で現行の農水省所管の6次産業化推進事業、6次産業化推進整備事業において、本提案事項が支援対象となる可能性がある。 | b  | 当市の提案事項が、現行の農林水産省所管の6次産業化推進事業、6次産業化推進整備事業において支援対象となる可能性があるとのことで、内閣府(事務局)に農林水産省担当者とお話させていただいたところ。<br>今後、農林水産省と当該制度の活用に向け協議を進めていくが、再び対象外となった場合には総合特区推進調整費の配分をご検討いただきたい。<br>なお、前回の当市の回答で求めていた、省庁の特組みを超えた横断的な取り組み体制や各種制度のあり方の検討結果についてもご連絡いただきたい。 | 指定自治体は、要望内容について再検討を行い、農林水産省で対応可能か否かを個別に調整、相談等を行う。 | V  |